

# GI申請要件のチェックポイント

検討対象の産品が、GI制度の基本要件を満たしているか。チェックしてみましょう！

項目	要件の内容	満たしている	備考
1 生産者団体	産品の生産業者を直接、または間接的に構成員とする生産者団体であり、生産業者の多くが会員・組合員として組織化されている。	<input type="checkbox"/>	
2 産品の区分	地理的表示法の対象品目である。	<input type="checkbox"/>	
3 産品の名称	地域と結びついた名称の使用実績がある。	<input type="checkbox"/>	
4 産地の	生産者の農地、圃場、製造所・加工所等が所在する地域の範囲は特定されている。	<input type="checkbox"/>	
	外観・形状、食味、栄養価などに、その品目の一般的な産品と比較して、特徴がある。	<input type="checkbox"/>	
5 産品の特性	社会的に高い評価を受けており、その評価が記された文献等がある。 (市場評価、受賞歴、研究論文、書籍、新聞記事など)	<input type="checkbox"/>	
	特性を付与する生産方法の基準が定められ、遵守されている。	<input type="checkbox"/>	
6 生産の方法	特性に関係する出荷基準が定められている場合に、これが遵守されている。	<input type="checkbox"/>	
	7 産品の特性と産地との結びつき	産品の特性は、産地の自然的な特性（気候・風土・土壌など）や人的な特性（伝統製法、地域伝統の文化や行事など）と結びついている。	<input type="checkbox"/>
8 生産の実績	概ね25年以上の生産実績がある。	<input type="checkbox"/>	
9 商標登録	その名称が既に商標登録されている場合、商標権者からGI登録することの承諾を得ることができる。	<input type="checkbox"/>	

注：このチェックポイントは、検討対象の産品がGI登録の対象になりうるかを、大まかに確認するために作成したものです。

実際のGIの登録審査は、申請者が作成する申請書類の記述内容や現地審査をもとに、農林水産省が審査要領に基づいて行います。

チェックポイントに基づく確認結果はあくまでも目安であり、チェックした要件を満たしていれば必ず登録されるというものではありません。